

広島市告示(佐伯区)第 77 号
令和 8 年 7 月 22 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 8 年 7 月 22 日から同年 8 月 5 日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

路線の 種 類	路線名	供 用 開 始	供 用 開 始 の 期 日
国 道	一般国道 2 号	佐伯区海老園一丁目 293 番地 15 地先から 佐伯区海老園一丁目 292 番地 13 地先まで	令和 8 年 7 月 22 日